

令和4年度

公の施設の指定管理者監査報告書

南相馬市監査委員

南相馬市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和4年11月30日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 鈴木 昌一

公の施設の指定管理者監査結果

1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	関係所管課
東武パークゴルフ場	株式会社 東武	市民生活部スポーツ推進課

3 監査の範囲

令和3年度に係る事務事業

4 監査の着眼点

重点項目	着 眼 点
指定 管 理 者 関 係	1 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 利用料金を指定管理者が定める場合、利用料金の設定は適正か。
	2 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。 事業計画書及び収支予算書は適正に作成されているか。 個人情報の管理は適正に行われているか。 事業報告書及び収支決算書は適正に作成されているか。 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
	3 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。 利用料金等の収納は適正に行われているか。 備品管理は適正に行われているか。 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。 他の事業との会計区分は明確になっているか。 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正になされているか。 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
所管課所関係	指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 基本協定等に規定した事項は適正に行われているか。 備品管理は適正に行われているか。 指定管理者に対して、適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、指示を行っているか。

上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査の着眼点」を参考とした。

5 監査の方法

監査の実施にあたっては、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査するとともに、所管課職員、指定管理担当者からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を行いました。

6 監査の期間

令和4年9月14日～令和4年11月25日

7 対面監査の実施日

令和4年10月25日

8 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指導状況等について監査を実施した結果、改善を要する事項が認められましたので、以下に個別に記述しました。指定管理者にあつては所管課との協議により、所管課にあつては指定管理者に対する指導を含め、万全を期すようお願いします。

東武パークゴルフ場について

1 指定管理者の名称

株式会社 東武

2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 令和3年度指定管理料

5,419,384円

4 施設概要

施設所在地 南相馬市鹿島区川子字大迫2

建設年月 平成28年9月

敷地面積 70,124㎡

施設内容 パークゴルフ施設(6コース54ホール)

管理棟1棟・維持管理棟1棟・トイレ2か所・休憩所1か所

駐車台数261台

設置目的 市民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与するため

5 業務の範囲

施設の管理及び運営に関する業務

施設及び設備の維持管理に関する業務

施設利用許可等に関する業務

利用料金の徴収、減免及び免除に関する業務

緊急時の対応に関する業務

その他に関する業務

施設の利用促進に関する業務

6 指定管理者選定

選定区分 公募

応募者数 1団体

仮協定年月日 令和2年11月18日

議決年月日 平成2年12月16日

7 管理協定

年度協定締結年月日 令和3年4月1日

変更協定年月日 令和4年3月31日

8 利用料金制度 適用

9 施設利用状況

(単位:人、%)

区分	計画(目標)	利用実績	前年度実績	対前年比
利用者	62,700	56,741	59,823	94.8

10 収支決算の状況（令和3年度）

（監査後修正された収支報告をもとに監査委員事務局で作成）

指定管理委託事業分

（収入）

費 目	決 算 額 (円)
指 定 管 理 料	3,276,000
コロナの影響による減収補填	2,143,384
利 用 料	23,827,250
利 用 促 進 事 業	2,400
雑 入 (コ ピ ー 代)	14,530
合 計	29,263,564

（支出）

費 目	決 算 額 (円)
人 件 費	16,784,072
消 耗 品 費	3,022,865
燃 料 費	390,049
水 道 光 熱 費	2,442,298
修 繕 費	285,505
通 信 運 搬 費	138,361
保 険 料	90,030
委 託 料	5,892,513
使 用 料 及 び 賃 借 料	98,500
車 両 費	2,530
雑 費 (硬 貨 入 金 手 数 料)	14,411
合 計	29,161,134

令和3年度 指定管理委託事業における収入支出差引額 = 102,430円

自主事業分

（収入）

費 目	決 算 額 (円)
コ ー ス 会 員	304,000
月 例 大 会	1,900,000
東 武 杯	460,000
物 販	65,800
食 堂	1,167,780
合 計	3,897,580

（支出）

費 目	決 算 額 (円)
従 業 員 賃 金	964,273
材 料 仕 入 代	2,751,146
合 計	3,715,419

令和3年度 自主事業における収入支出差引額 = 182,161円

11 事業費の状況

過去2年間の指定管理料

（単位：円）

年 度	令和元年度	令和2年度	備 考
金 額	2,474,000	2,453,000	導入年度：平成28年度

12 監査の結果

下記に記載したとおり、改善及び検討を要する事項や、是正を要する事項が認められました。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるようお願いいたします。また、措置を講じたときは、遅滞なく報告してください。

なお、軽微な改善、検討を要する事項については、口頭で指示しました。

施設の管理業務について改善を求めたもの

管理業務仕様書で規定した、下記の業務が、仕様書のとおり行われていませんでした。

運営業務において、利用者の安全対策を第一に運営すること、災害時・緊急時に備えた危機管理を徹底することとしており、AEDについては、指定管理者が購入し設置していましたが、保守点検等の契約がされていませんでした。

芝管理業務において、薬剤散布をする場合、使用した薬剤を帳簿に記録することと規定していますが、記録簿がありませんでした。

[指摘事項]

AEDについては、非常時に適切に利用できるよう、必要に応じた保守点検を行うよう指導してください。

仕様書に定めた管理業務が正しく行われているか、記録簿、業務報告書等が整備されているか、所管課は適時確認し適切な指導をしてください。

公の施設の管理責任は、最終的に設置者である自治体ですので、適正な管理の実態把握に努めてください。

指定管理委託事業分、利用促進事業分及び自主事業分について、正しく分けた経理がされていなかったもの。

募集要項では、施設の利用促進に関する業務として、初心者を対象としたパークゴルフ教室及び三世代交流パークゴルフ大会を行うこととしていますが、指定管理者指定申請書では、自主事業として提案されるなど、相互で確認が曖昧になっていました。また、食堂についても、自主事業として行われていますが、指定管理者指定申請書では、指定管理委託事業分に計上されていました。

利用促進事業の初心者を対象としたパークゴルフ教室分の収入が、自主事業分に計上されていました。

自主事業の食堂運営に係るガス代は自主事業経費から支出すべきところ、指定管理経費から支出されていました。

[指摘事項]

令和3年度は利用促進事業が1回しか行われていませんでした。仕様書にもあるとおり、利用促進事業を行うにあたっては、パークゴルフ協会等、主管できる団体へ要請するなどして利用促進に努めるよう指導してください。

また、指定管理者事業報告書の収支決算書において、水道光熱費にガス代が含まれていましたが、これは食堂運営に係るもので、自主事業経費から支出することになります。これにより、コロナによる減収補填額の修正が必要になりますので適正に処理してください。

募集要項、指定管理者指定申請書、協定書の確認不足から生じた誤りと思われる。所管課及び指定管理者相互で確認をし、正しい経理が行われるよう指導してください。

指定管理業務の履行確認が適切に行われていなかったもの

収支報告書において、人件費の内訳を示す証拠書類がなかったものや、仕様書に定めた業務が、適切に行われていないものがありました。

指定管理料の算定において、人件費として管理者及び事務員、作業員、法定福利費を含めて7名分、合計17,152千円計上されています。これに対し、収支決算書における人件費は、実質4名から6名の賃金及び法定福利費が11,384,072円、一般管理費が540万円(月額45万円)となっています。この一般管理費は、経理にかかる人件費として福島本社で35%の189万円(月額157,500円)、仙台本社で65%の351万円(月額292,500円)の内訳となる説明でしたが、支払先、支払金額等を証するものではありませんでした。(福島社は、平成28年に仙台本社から分割されている。)

指定管理料の算定において、芝管理業務が委託料として4,452千円計上されています。これに対し、収支決算書では、管理者1名に対して3,000千円の委託料が支出されたこととなっています。芝管理業務の実施に関しては、月報の作業内容に記載があるものの、報告書等の書類はありませんでした。

[指摘事項]

人件費、芝管理業務については、指定管理料の算定資料及び仕様書とは、大きな相違がありました。仕様書に定めた業務が適正に履行されるよう、管理、監督に努めてください。

【意見】

本市のパークゴルフ場は石炭灰の埋め立て地であることから、芝の養生方法にも制限があることで、管理の難しさはあると思いますが、市としては、芝管理業務委託費、芝の管理をする作業員分人件費に十分な経費を計上しています。

パークゴルフ場は、芝の状態が最も評価される部分であることから、利用者に満足いただけるよう、芝の管理に最大限注力してください。

指定管理事業で企業が適正な利益を上げることは当然のことであり、収支差を埋めるために「本社経費」などの費用を計上して、無理に収支をゼロやマイナスとすることは、収支報告書の信頼性を損なうものです。収支報告書には直接経費を計上すればよいのであって、「適正な利益や本社経費」を精緻に算定する必要はないと考えます。

収支報告書の目的は、指定管理の状況を財政面から把握することであり、支出が事実通りに記載され、管理業務が適正に行われていることを把握することが重要であると考えます。

指定管理料は公金が原資ですので、市民から疑念を抱かれない収支管理が不可欠です。施設の管理、運営については、指定管理者の自主性を重んじつつもそれらを任せきりにせず、所管課は監督する責任をもって、より良い施設となるよう努めてください。